

# 第119期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## ■事業報告

- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
- ・会社の支配に関する基本方針
- ・剰余金の配当等の決定に関する方針

## ■連結計算書類

- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結注記表

## ■計算書類

- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

法令および定款第15条の規定に基づき、当社ホームページに掲載することにより株主各位に提供しております。

## 大日精化工業株式会社

## 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について取締役会で決議した内容の概要は以下のとおりであります。

#### 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- i. 当社及び当社グループ会社に係わる重要事項は、法令及び定款に従い取締役会で決定します。
- ii. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任及び企業倫理の課題を果たすため、「社是」及び「企業理念」のもと、「CSR基本方針」、「大日精化グループ企業倫理憲章」、「役職員行動規範」などを制定し周知徹底させます。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- i. 当社は「情報セキュリティ管理規程」及び「文書保存管理規程」を定め、業務上の情報の保存・管理に関して適切な運用を行います。
- ii. 取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、稟議書等に係る情報については、取締役及び監査役がこれらの情報を必要とするときにはいつでも閲覧することができるよう、適切に保存します。

#### 3. 損失の危険管理に関する規程その他の体制

様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」「危機管理規程」を定め、業務を分掌・管理する各々の機構組織部門において管理します。また、取締役を責任者として組織されているCSR・ESG推進本部がリスク評価を進めると共に、全般的なリスクを統括します。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期的で開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、代表取締役社長、常務以上の取締役によって構成される常務会において事前審議し、取締役会にて執行決定を行います。  
また、予算、進捗管理、決算、投資に関わる重要案件については、関係する取締役及び機構組織のメンバーによって構成される損益管理委員会にて審議します。

- ii. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織分掌規程」、「職務権限規程」を定め、それぞれの権限とその責任の範囲を明確にします。
5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保し、かつ社会的責任及び企業倫理の課題を果たすため、「社是」及び「企業理念」のもと、「CSR基本方針」「大日精化グループ企業倫理憲章」「役職員行動規範」などを制定し周知徹底させます。
- また、CSR・ESG推進本部は、コンプライアンス相談・通報窓口を通じてコンプライアンス違反の早期発見・是正の体制を整備します。
6. 当社及び当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制
- i. 当社及び当社グループ会社の適正な業務の推進を確保するために「関係会社管理規程」、「職務権限規程」において子会社の決裁、報告の基準を定め、子会社の自主性を確保しつつ、重要事項に関し当社の業務担当部門が関与することにより、報告・決定が適正に行われる体制を整備します。
  - ii. 当社及び当社グループ会社の全てに適用される「リスク管理規程」「危機管理規程」を定め、CSR・ESG推進本部がリスクの評価及び情報の共有を図ると共にリスク管理体制を整備します。
  - iii. 当社及び当社グループ会社の全てに適用される、「社是」「企業理念」「大日精化グループ企業倫理憲章」「役職員行動規範」「コンプライアンス規程」等の諸規程を定め、当社及び当社グループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備します。
7. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i. 監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役会が指名し、取締役会が監査役補助者を任命することとしております。
  - ii. 監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動等については監査役会の同意を要件とし、取締役からの独立性を確保します。
  - iii. 監査役補助者は、その職務を行うに当たっては監査役の指示にのみ従うものとするにより、監査役の監査役補助者に対する指示の実効性を確保します。

8. 監査役への報告に関する体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
  - i. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
  - ii. 当社グループでは、内部通報制度を拡充し、使用人が監査役に対して直接通報できるシステムを導入しつつ、他方で「CSR・ESG推進本部」に通報された情報は、監査役とも共有化される体制を構築しております。
  - iii. 当社グループでは、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをしない旨の定めを「内部通報規程」に置くことにより、当該不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。
  
9. 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等の内容が明らかに当該職務に必要なと認められる場合を除き、当該請求等に従い速やかに処理を行います。
  
10. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
  - i. 監査役は、取締役会に出席すると共に、重要事項を審議及び報告する会議に出席します。
  - ii. 監査役は必要に応じて稟議書等の関係資料を閲覧することで、監査の実効性を高めます。
  
11. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況  
当社及び当社グループ会社は、「大日精化グループ企業倫理憲章」と「役職員行動規範」により反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、圧力を受けた場合は毅然とした対応をとります。  
また、一層複雑化する反社会的勢力からの被害を防止するために、「反社会的勢力排除宣言」を作成し、総務部が関係機関との密接な連携を取りながら、社内啓発活動を行います。また、当社グループ会社との関係部門との協力・連携体制を強化します。

## 12. 金融商品取引法に基づく内部統制の整備体制

金融商品取引法第24条第4項第4号に規定する「内部統制報告書」の有効かつ適切な提出のため、「財務報告に係る内部統制委員会」が主管して財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムを構築すると共に、内部統制が適正に機能していることを継続的に評価し、必要があれば適切な是正・指導を行う体制を整備します。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための運用状況の概要は、以下のとおりであります。

### 1. コンプライアンスに対する取組みについて

「社是」及び「企業理念」のもと「CSR基本方針」、「大日精化グループ企業倫理憲章」、「役職員行動規範」等を制定し、当社及び当社グループの全ての役職員に周知徹底を図るとともに、内部統制監査によるモニタリングを通じ、法令及び定款違反の発生又は発生するおそれのある場合は、厳正な調査を行い、客観的な事実関係を見極め、適切な対応方法を選択し、再発防止を図っております。

また、内部通報制度として、監査役への直接通報のフローを設定すると同時に、会社側窓口に対する通報があった場合には、速やかに監査役への連絡を行うフローも設定いたしました。

通報された情報は、独立社外監査役も含めた監査役会で共有化される仕組みとなっております。

さらに、会社側が内部通報制度によって得られた情報は、CSR・ESG推進本部にて直ちに内容を確認・検証し、同時に、その内容の重要度に応じて取締役会にも報告することとしております。

また、「内部通報規程」を置くことにより、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として当該不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を構築しております。

### 2. 職務執行の適正性及び効率的に行われることに対する取組みについて

取締役会は当期において13回開催されました。取締役会の審議資料は必要に応じて事前配布され、更に社外役員に対しては議題の事前説明を行う等、出席者が十分な準備を行えるように配慮しております。取締役会議事録や重要事項に関する稟議書等の取締役の職務執行に関する情報については、「文書保存管理規程」等の社内規程に基づき、適切に保存され、取締役及び監査役は、これらの情報を必要とする時にはいつでも閲覧することができます。

また、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、代表取締役社長、常務以上の取締役によって構成される常務会において事前審議し、予算、進捗管理、決算、投資に関わる重要案件については関係する取締役及び機構組織のメンバーによって構成される損益管理委員会にて審議しております。

### 3. 損失の危険の管理に対する取組みについて

「リスク管理規程」、「危機管理規程」に基づき、取締役を責任者として組織されているCSR・ESG推進本部が全般的なリスクを統括しており、リスクの確認、評価を行うとともに、重大なリスクへの適切な対応を行っております。

### 4. 監査役の監査が実効的に行われることに対する取組みについて

監査役会は、独立社外監査役2名を含む監査役4名で構成されております。監査役会は当期において16回開催され、各監査役から監査方針、職務の分担に従い、監査に関する重要事項の報告及び協議又は決議を行っております。

監査役は取締役会に出席するとともに、重要事項を審議及び報告する会議に出席しております。

監査役は、取締役や内部監査室と連携し、監査を行うにあたって必要となる情報収集を行うとともに、収集した情報に不足がある場合には、会社に対し必要な情報や資料の提供を求めています。

また、会計監査人とも定期的に打合せや協議を行っており、監査に関する情報交換や課題の確認をしております。

## 会社の支配に関する基本方針

会社法施行規則第118条第3号に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）の内容は以下のとおりであります。

### ①会社の支配に関する基本方針

創業者 高橋 義博の「自分の生活が好きな色彩によって包まれたと思うのが私たちの念願」との言葉にもありますように、世界中の「もっと自由に彩りたい」という願いをかなえるために、当社グループは、彩りと機能性を持った素材をさまざまな分野での企業活動を通じて提供し、社会やお客様の願いに貢献することとしております。当社は、「彩り」と「アイデアをカタチにする」化学メーカーとして、「お客様のニーズ」を的確に捉え、創業以来磨き続けた「3つのコア技術」を生かしてアイデアをカタチにするとともに、国内外に展開する「生産現場力」により高品質な製品を安定的に供給する、「三位一体の経営サイクル」を強みとしています。取扱製品は色材、機能材、合成樹脂、天然物由来高分子など多岐にわたっており、自動車・電気機器・建材などの部品から日常生活に関連する繊維・パッケージ・情報関連素材まで広範囲な製品に活用されています。営業部門と技術部門の連携、また、技術部門と生産部門の連携により、お客様にソリューションを提供するとともに、ものづくりを通じた社会・環境への貢献を通して、サステナブル社会の実現と持続的な成長と中長期的な企業価値の創出を目指しております。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、企業価値の様々な源泉、当社をご支持くださる多数のステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上させる者でなければならないと考えております。

当社株主の在り方は、当社株式の市場における自由な取引を通じて決定されるものであり当社の支配権の移転を伴う大規模な買付提案等がなされた場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、一概に否定するものではなく、これに応じるか否かのご判断も、最終的には株主の皆様のご意思に基づき行われるべきものと理解しております。

しかしながら、近年、資本市場における株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、当社や株主の皆様に対して買付けに係る内容及び代替案等を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付けに応じることを株主の皆様が強要するような仕組みを有するもの、買付条件が不適切であるもの等々、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも想定されます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

## ②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

当社は、1931年に顔料の製造・販売を目的に設立し、プラスチック時代の幕開けとなった1940年代半ばより、国産化・自社開発に拘りながらプラスチック製品の着色化に貢献、また合成繊維の誕生に合わせて化・合成繊維の原液着色の技術を開発しました。1970年代より海外市場へ展開し、日本企業の海外進出に合わせ、エリアを拡大してまいりました。創業以来培ってきました技術の継承と新規分野の研究開発を背景に、材料特性を熟知した素材メーカーとして、カラー化時代の先取りと様々なユーザーニーズに応える分散・加工等の基本技術と応用展開の結実として、現在、プラスチック用着色剤、印刷インキ、合成樹脂に加えて時代の要請に即した機能性付与製品や情報記録関連の製品、環境配慮型製品まで多様な製品ラインナップを擁し、広範な業界の多数のお取引先から厚い信頼を得ております。

このように、当社は創立以来90年にわたり磨いてきた「有機無機合成・顔料処理技術」「分散・加工技術」「樹脂合成技術」の3つのコア技術を企業価値の源泉とし、品質・コスト競争力とブランドの向上に努めながら、株主の皆様、取引先の皆様、従業員、さらには地域社会等との長年に亘る信頼関係を構築しております。これらは、数値に表れ難い企業価値として重要な要素と認識しております。

また、当社グループは、環境の変化に的確に対応し、持続的な社会の実現に貢献する製品、サービスを提供する技術オリエンテッドのソリューションカンパニーとして、事業の収益性、資本効率を重視する点から、ROA(総資産経常利益率)5%、ROE(自己資本利益率)9%を中長期的な経営目標として掲げることとしております。

このために、次の3つの施策を重点的に進めております。

### ア. 技術主導による競争優位性確保

当社グループでは、技術マネジメント手法を用いて保有する技術を再評価し、社会的なニーズ(ESG)への貢献を最優先課題として、オープンイノベーション、セグメント間のシナジー、知財戦略などを組み合わせ、市場規模・収益性・成長性を評価して、保有している3つのコア技術(1 有機無機合成・顔料処理技術、2 分散・加工技術、3 樹脂合成技術)を深化させた技術開発に取り組んでおります。



従来の注力4分野(環境、エネルギー、パーソナルケア、IT・エレクトロニクス)を改めて、①IT・エレクトロニクス、②ライフサイエンス・パーソナルケアの二つを新規発展分野、③モビリティ、④パッケージングの二つを継続発展分野として開発対象の中心に据え、資金と人財を積極的に投入することを行い、技術主導による競争優位の確保を目的とした「技術オリエンテッド」体制の構築を目指すことといたします。これにより、製品の差別化、品質向上により社会貢献度を高め、同時に収益性の確保を図ってまいります。

- ①IT・エレクトロニクス・・・二次電池用部材、導電性部材、熱伝導性材料、機能性ポリマーなどにおいて、基礎技術に目途を付けると同時に、サンプルワークによる性能評価を進め、また、産学連携による新技術を付加することにより、着実な一歩を踏み出すことができました。今後、早期の実績化、生産体制増強に向けて、研究開発を進めてまいります。
- ②ライフサイエンス・パーソナルケア・・・生分解性微粒子、化粧品材料において、量産化設備に目途を付け、また、植物由来キトサンの開発に着手するなど一定の進捗を得ることができました。今後、一層の性能面のアップなどを目指して、継続的に注力してまいります。
- ③モビリティ・・・ウレタン、アクリル、シリコンポリマー、軽量・高強度樹脂コンパウンドなどにおいて、水性化、バイオマス化などの環境配慮強化、リサイクル素材を利用した高強度コンパウンドの生産プロセスに目途をつけることができました。今後、早期の実績化を目指し、引き続き注力してまいります。
- ④パッケージング・・・ガスバリアー性を付与したインキ、パッケージおよびラベルのリサイクル可能なインキ、バイオマス由来のインキなどを上市し、サンプルワークを開始しました。現時点でグラビアインキの50%以上をESG製品で占めており、今後もバイオマス由来の原材料の採用を増やし環境配慮製品の開発、販売の鋭意強化に努めてまいります。

## イ. ESGを重視した経営による企業価値向上に向けた改革の推進

ESGへの取り組みは、当社グループを取り巻くサプライチェーン全体の重要な課題として認識し、原材料調達段階から当社製品を使用した製品が廃棄される段階までを含めたライフサイクル全体において以下の施策を実施してまいります。

### (ア) ESG貢献製品開発・拡販

上記アで一部述べたとおり、地球温暖化防止、資源循環促進、水資源保護、フードロス削減などの観点から、二次電池用部材、導電性部材、熱伝導性材料の開発やバイオマス由来製品の開発などを積極的に進めてまいりました。今後も、この分野の製品開発・拡販には注力してまいります。

### (イ) 気候変動への取り組み

省エネ対策として、太陽光発電設備の設置、ボイラーの運用改善、生産機械の効率化、照明器具のLED化を実施すると同時に、買電を再生可能エネルギーによる電力に切り換えることを進めました。合わせて、インターナルカーボンプライシングに関する社内整備を進めました。今後も、これらの施策をTCFD提言に沿って鋭意継続することとし、海外生産拠点も含めたグローバルな展開を行うことといたします。

### (ウ) 資源循環促進

プラスチック製品の原材料のバイオマス化への対応を加速化させると同時に、廃プラスチックの排出量抑制とリサイクル促進を進めてまいりました。今後も、これらの対策を鋭意継続するとともに、生産工程から生じるロスを削減するため工程管理を強化することなども行うことといたします。

### (エ) 社会貢献の一層の促進

お客様とのかかわりにおいては、適切な化学物質管理（新管理システムの導入、リスクアセスメントなど）、品質管理（ISO9001による全社的なQMS活動実施、内部監査実施）、責任ある原材料調達（CSR調達基準によるサプライヤー調査）、サステナブルな物流業務の展開（輸送ロットアップ、在庫拠点集約など）に取り組んでまいりました。従業員とのかかわりにおいては、ワークライフバランスの充実、女性、外国人、中途採用者の一層の活躍などの点から、人事制度の充実を図っております。合わせて地域社会とのかかわりにおいては、生産拠点の近隣に対する安全・安心を最優先に防災活動と環境負荷低減に努めてきております。これらの諸施策は着実に、継続的に実施することにより効果を得られるものであるため、今後も注力して対応してまいります。

(オ) コーポレート・ガバナンスへの一層の取り組み

単に法令順守、ルール順守に留まるだけでは実質的なガバナンスの向上につながらないと  
の認識から、コンプライアンスの徹底のために経営層からのメッセージの発信・従業員から  
のフィードバックを継続的に実施、社内イントラシステムなどを利用した継続的な研修の実  
施、ガバナンス体制上の委員会活動にESGの視点を大幅に追加するなど、より一層「風通  
し」のよい組織体制づくりに向けて、今後も地道な活動をひとつずつ積み上げてまいりま  
す。

ウ. 海外事業拡大に向けた事業基盤の強化～海外売上高比率の向上～

当社グループの収益、成長の源泉は、国内・海外双方に存在し、GDP高伸長国での事業展  
開もバランスよく事業育成をしていく必要があるとの認識の基に、中期経営計画を策定するに  
あたり、(ア)「地産地消」の推進と海外拠点の拡充、(イ)新規ビジネスの創出に注力して  
まいります。

(ア)「地産地消」の推進と海外拠点の拡充

自動車内装材用をはじめとした、環境配慮型ウレタン樹脂製品に対する海外からの強い供  
給要請に応えるため、積極的な事業展開を実施してきました。今後も、新規採用のための拡  
販活動に取り組んでまいります。

(イ) 新規ビジネスの創出

東南アジア、中国、欧州におけるエンジニアリングプラスチック事業の展開と生産設備の  
増強、欧州の商業印刷分野におけるデジタル印刷需要取り込みなどの事業を展開いたしまし  
た。海外における新規ビジネスの創出は一朝一夕に成就しがたいものであるとの認識に立  
ち、これらの事業を中心におき、今後とも、鋭意、注力していくことといたします。

中期経営計画の公表に合わせ掲げましたROA（総資産経常利益率）5%、ROE（自己資本利益  
率）9%の経営目標を達成するためにも、以上のような施策を引き続き強力に推し進めていくこと  
といたします。

合わせて、当社グループの置かれている経営環境と要請される事項に的確に対応するため、DXの推進により、デジタル技術を更に活用し、社内データの整備や業務改善に直結する事象の把握と改善への取組みなど、生産性の向上や経営基盤の強化に積極的に取り組んでまいります。また、デジタルリテラシー向上のための研修や、具体的なプロジェクトなどを活用したOJTなども効果的に行うことなどにより、一層のデジタル人財の基盤強化を図ることといたします。

当社は、「大日精化環境方針」を制定し、人類文化の保護発展と自然環境を護り、「環境・安全・健康・品質」を良好に保つことを企業目的の一つとしております。具体的には、国際規則及び国内外の関係法令の順守を徹底するとともに、地球温暖化対策としてエネルギーの有効利用の推進、PRTR（\*）対象物質の排出量削減、廃棄物排出量の削減とリサイクルの推進、地域社会の環境保全活動などに積極的に取り組み、それらの実績や改善情報を社内外に公開すると同時に、担当する本社・支社及び製造事業所に適時にフィードバックすることにより、これからも環境に対する社会的責任を一層果たしてまいりたい所存です。

#### (\*）Pollutant Release and Transfer Register

有害性のある多種多様な化学物質がどのような発生源からどの程度環境中に排出されたか、あるいは廃棄物などに含まれて事業所の外に移動したかというデータを集計・報告し公表する制度。

加えて、企業活動を通じた社会貢献は当然のことながら、企業市民として地域に貢献し、地域とともに発展していくために、地域の皆様と密接な交流を行っております。地域と密着したさまざまな活動へ積極的に参加することにより一層の交流を図ると同時に、地震災害等に備えた防災活動に取り組んでおります。

さらに、当社の従業員も当社の重要なステークホルダーであるとの認識の元に、企業理念である「人に興味を持つ 新しいことに興味を持つ 未来に興味を持つ」を軸として、豊富な専門知識やいろいろな経験から得られた知識・知恵・スキルと向上心を持った人財を育てることにより企業内で高いパフォーマンスを発揮してもらうべく、OJT、Off-JT、各階層別研修等個々人の個性を生かした能力開発を積極的に支援する体制を整えております。

併せて、職階と役割に応じた目標設定と適切な評価で構成される「人事考課制度」、役割貢献度に適切に反映した「賃金制度」を設定し、キャリアパスでは従業員の持つ多様な働き方を尊重し、さまざまな部署や職種での経験から幅広い知識を習得することを目指す、あるいは高い専門性を生かして特定分野での活躍を目指すなど、自己実現を可能にする制度を導入しています。勤務エリア限定職や、障がい者雇用、育児・介護制度、定年再雇用制度も導入することなどにより、従業員が働きやすい環境づくりに努めてきています。併せて、これまで女性社員の配属が少なかった技術職や営業職にも配属・登用することにより、女性活躍推進にも注力してきております。

また、コーポレート・ガバナンス（企業統治）の強化を通じて、経営の透明性及び効率性を確保し、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの信頼をより高め、社会責任を全うするため、ガバナンス機能の充実が経営上の重要な課題であると認識しております。法令順守及びリスク管理等の徹底のために「CSR・ESG推進本部」を設置し、内部監査の独立部門である内部監査室と情報の共有化を図り、内部統制システムの充実に積極的に取り組んでおります。

以上、当社では多くの投資家の皆様の中長期的に当社への投資を継続していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上のため、役員・社員一丸となって上記のような取組みを実施しております。今後とも株主の皆様、お取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーからの信頼を磐石なものとするため一層その充実、拡充に努める所存であります。これらの取組みは上記①会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社は、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「本プラン」といいます。）について、2020年6月26日開催の第117期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）において、株主の皆様にご承認いただき継続しております。

本プランの対象となる当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。

本プランにおける大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関しては、次のとおり一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設けており、大規模買付ルールによって、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、②必要情報の提供完了後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付けの場合は最長60日間、またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価・検討等の取締役会評価期間として設定し、取締役会評価期間、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

本プランにおいては、大規模買付者が大規模買付ルールを順守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。ただし、大規模買付者が大規模買付ルールを順守しなかった場合、順守しても当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合には、必要かつ相当な範囲で新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることがあります。

このように対抗措置をとる場合、その判断の客観性及び合理性を担保するために、取締役会は対抗措置の発動に先立ち、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外監査役または社外有識者から選任された委員で構成する独立委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は対抗措置の発動の是非について、取締役会評価期間内に勧告を行うものとします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。なお、本プランの有効期限は2023年6月に開催予定の当社第120期定時株主総会の終結の時までとします。本プランは、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の株主の一定割合の意思表示が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議等が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。継続後の本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daicolor.co.jp/>）に掲載しております。

④本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

本プランは、①買収防衛策に関する指針において定める三原則を充足していること及び経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年（平成20年）6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっていること、②当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③株主総会での承認により発効しており、株主意思を反映するものであること、④独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を重視するものであること、⑤デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策でないこと等の理由から、基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうものでなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

## 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の観点から、将来の事業展開、経営基盤の強化並びに内部留保の充実等の事項を総合的に勘案しつつ、株主各位への利益還元を重視した配当政策を継続的に実施することを基本方針としております。

## 連結株主資本等変動計算書

2021年4月1日から  
( 2022年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2021年4月1日 期首残高	10,039	9,772	76,392	△330	95,875
会計方針の変更による 累積的影響額					—
会計方針の変更を反映した 2021年4月1日 期首残高	10,039	9,772	76,392	△330	95,875
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,293		△1,293
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,166		6,166
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		16	16
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	0	4,872	15	4,888
2022年3月31日 期末残高	10,039	9,773	81,265	△315	100,763



	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の包括 利益累計額 合計		
2021年4月1日期首残高	8,046	△1,875	△147	6,023	1,761	103,660
会計方針の変更による 累積的影響額						—
会計方針の変更を反映した 2021年4月1日期首残高	8,046	△1,875	△147	6,023	1,761	103,660
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△1,293
親会社株主に帰属する 当期純利益						6,166
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						16
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	△1,610	2,467	803	1,660	278	1,938
当連結会計年度変動額合計	△1,610	2,467	803	1,660	278	6,826
2022年3月31日期末残高	6,435	592	656	7,684	2,039	110,487

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 24社
- ・ 主要な連結子会社の名称 主要な連結子会社の名称は、事業報告内の「1. 当社グループの現況（7）重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

##### ② 非連結子会社の状況

該当する会社はありません。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

##### ① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 3社
- ・ 会社等の名称 TAI CHIN CHEMICAL INDUSTRY CO.,LTD.  
三宝精密化学工業株式会社  
PLALLOY MTD.B.V.

##### ② 持分法を適用していない関連会社の状況

- ・ 主要な会社等の名称 フタバペイント株式会社
- ・ 持分法を適用しない理由 当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

##### ③ 持分法適用手続きに関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### (3) 連結及び持分法適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちDAINICHI COLOR INDIA PRIVATE LTD.を除く在外連結子会社15社の決算日は12月31日であります。連結に際しては当該計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

## (5)会計方針に関する事項

### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

- |                    |   |
|--------------------|---|
| 1. 満期保有目的の債券       | 償却原価法（定額法）  |
| 2. その他有価証券         |   |
| ・ 市場価格のない株式等以外のもの  | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）                                 |
| ・ 市場価格のない株式等       | 主として移動平均法による原価法   |
| 3. デリバティブ          | 時価法   |
| 4. 運用目的の金銭の信託      | 時価法   |
| 5. 棚卸資産の評価基準及び評価方法 | 当社及び国内連結子会社は主として総平均法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）<br>在外連結子会社は、主として先入先出法による低価法 |

### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

- |                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 有形固定資産（リース資産を除く） | 主として定額法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建物及び構築物 8～50年<br>機械装置及び運搬具 4～10年  |
| 2. 無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法を採用しております。<br>なお、市場販売目的のソフトウェアについては、販売見込有効期間（3年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。  |
| 3. リース資産            | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |

### ③重要な引当金の計上基準

#### 1. 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として特定の債権について回収不能見込額を計上しております。

#### 2. 賞与引当金

当社及び国内連結子会社は従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度負担額を計上しております。

#### 3. 環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当連結会計年度末における支出見込額を計上しております。

#### 4. 関係会社整理損失引当金

関係会社の整理に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

### ④収益及び費用の計上基準

(主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点)

当社グループは、製品及び商品の販売において、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引においては、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。

### ⑤重要なヘッジ会計の方法

#### 1. ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

#### 2. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・債務及び外貨建予定取引、借入金

#### 3. ヘッジ方針

主として当社の内部規程である「デリバティブ取引に係るリスク管理方針」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的に限定して行い、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的とした取引は一切行わないものとしております。

#### 4. ヘッジ有効性評価の方法

主として当社は市場金利変動型の借入金に係る金利変動によるキャッシュ・フロー変動リスクの有効性の評価方法として、借入金の変動リスクにかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を比率分析により測定し、有効性の評価を行っております。なお、有効性の評価は、定期的を実施することとしております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

#### ⑥その他連結計算書類作成のための重要な事項

##### 1. 退職給付に係る会計処理の方法

###### ・退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

###### ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

###### ・未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

###### ・小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

##### 2. 連結納税制度の適用

当社及び国内連結子会社は、連結納税制度を適用していません。

### 3. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び国内連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引において、従来は原材料等の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

「収益認識会計基準」等の適用については、「収益認識会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当連結会計年度の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」及び「売掛金」として表示しております。

この結果、従前の会計処理と比較して、当連結会計年度の売上高及び売上原価はそれぞれ461億1千5百万円減少しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、「時価算定会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価算定会計基準」等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「9. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

### 3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示しておりました「固定資産賃貸費用」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しました。

なお、前連結会計年度の「固定資産賃貸費用」は56百万円であります。

前連結会計年度まで区分掲記しておりました「固定資産賃貸料」(当連結会計年度は、48百万円)及び「クレーム弁償損」(当連結会計年度は、19百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、営業外収益の「その他」及び営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

### 4. 会計上の見積りに関する注記

(環境対策引当金)

(1)当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

環境対策引当金を3,012百万円計上しています。

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

当社グループにおける環境対策事業は化学品を製造する当社の製造事業所において、我が国における環境規制が整備される以前の期間に係る製造活動により汚染した可能性のある地下水や土壌の改良事業を過年度より順次推進しております。環境対策引当金は現有の環境対策事業計画に基づき必要な将来の費用や損失を見積り計上するもので、その事業目的を達するために必要となった付随工場の費用を含めております。

②主要な仮定

環境対策事業は事前調査を行った結果に基づき、事業目的を達するために必要な費用を見積っており、その工法や進捗した作業の結果に基づき見積り額を更新しております。

当期において、事業内容の一部見直しを行いました。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当社では環境対策事業の事前調査を行った結果及び実際の作業の進捗に応じて見積り計上を行っていますが、今後の当事業の進捗によっては、工法の見直しや工期の関係から、事業計画や事業費用の見積りの主要な仮定に影響を与える可能性があります。





## 8. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

〈地域別〉 〈契約別〉

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	連結損益 計算書計上額
	カラー& ファンクショナル プロダクト	ポリマー& コーティング マテリアル	グラフィック& プリンティング マテリアル	計		
日本	50,700	17,335	21,570	89,605	80	89,686
アジア	14,805	3,568	6,038	24,412	—	24,412
その他	4,727	2,700	407	7,834	—	7,834
計	70,232	23,603	28,016	121,852	80	121,933
顧客との契約 から生じる収益	70,232	23,603	28,016	121,852	47	121,900
その他の収益	—	—	—	—	32	32
外部顧客への 売上高	70,232	23,603	28,016	121,852	80	121,933

〈有償受給取引による売上高への影響額〉

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	連結損益 計算書計上額
	カラー& ファンクショナル プロダクト	ポリマー& コーティング マテリアル	グラフィック& プリンティング マテリアル	計		
外部顧客への 売上高 (総額)	116,279	23,667	28,021	167,968	80	168,049
有償受給取引に よる売上相殺額	△46,046	△64	△5	△46,115	—	△46,115
外部顧客への 売上高 (純額)	70,232	23,603	28,016	121,852	80	121,933

(注) 「その他」区分は、調整額及び報告セグメントに含まれない事業であり、当社グループ会社等への不動産管理などの役務提供を営む会社を含んでおります。

(2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等〔(5)会計方針に関する事項④収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

該当事項はありません。

## 9. 金融商品に関する注記

(1)金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については、主として短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、「信用管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブは取引の種類、限度額等を定めた管理規程に従い行っております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額616百万円）は「投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。また「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1)投資有価証券 その他有価証券	15,345	15,345	—
(2)長期借入金	(20,800)	(20,772)	(△28)
(3)デリバティブ取引	3	3	—

(\*) 負債に計上されているものについては、( ) で示しております。

### (3)金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### ①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券株式	15,345	—	—	15,345
デリバティブ取引 通貨関連	—	3	—	3

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	20,772	—	20,772

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

・投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

・デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

・長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

**10. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額	5,868円51銭
(2) 1株当たり当期純利益	333円70銭

**11. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。

## 株主資本等変動計算書

( 2021年4月1日から  
2022年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						圧縮記帳積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
2021年4月1日 期首残高	10,039	8,137	4	8,141	2,224	1,267	5,870	27,536	36,898	△330	54,749
会計方針の変更による累積的影響額											—
会計方針の変更を反映した 2021年4月1日 期首残高	10,039	8,137	4	8,141	2,224	1,267	5,870	27,536	36,898	△330	54,749
当期変動額											
圧縮記帳積立金の取崩						△23		23	—		—
剰余金の配当								△1,293	△1,293		△1,293
当期純利益								4,637	4,637		4,637
自己株式の取得										△0	△0
自己株式の処分			0	0						16	16
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	—	—	0	0	—	△23	—	3,368	3,344	15	3,359
2022年3月31日 期末残高	10,039	8,137	4	8,141	2,224	1,243	5,870	30,905	40,243	△315	58,109

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2021年4月1日 期首残高	6,362	6,362	61,111
会計方針の変更による 累積的影響額			—
会計方針の変更を 反映した 2021年4月1日 期首残高	6,362	6,362	61,111
当期変動額			
圧縮記帳積立金の 取崩			—
剰余金の配当			△1,293
当期純利益			4,637
自己株式の取得			△0
自己株式の処分			16
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	△1,431	△1,431	△1,431
当期変動額合計	△1,431	△1,431	1,928
2022年3月31日 期末残高	4,930	4,930	63,039

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- |                  |   |
|------------------|---|
| ①満期保有目的の債券       | 償却原価法（定額法）  |
| ②関係会社株式          | 移動平均法による原価法   |
| ③その他有価証券         |   |
| ・市場価格のない株式等以外のもの | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| ・市場価格のない株式等      | 移動平均法による原価法   |
| ④デリバティブ          | 時価法   |
| ⑤棚卸資産の評価基準及び評価方法 | 総平均法による原価法<br>（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）       |

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- |                   |   |
|-------------------|---|
| ①有形固定資産（リース資産を除く） | 定額法を採用しております。<br>なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。<br>建物 8～50年<br>機械及び装置 8年  |
| ②無形固定資産（リース資産を除く） | 定額法を採用しております。<br>なお、市場販売目的のソフトウェアについては、販売見込有効期間（3年）、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。  |
| ③リース資産            | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産<br>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |

### (3) 引当金の計上基準

#### ①貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### ②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

#### ③環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、当事業年度末における支出見込額を計上しております。

#### ④退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

##### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

##### ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

### (4) 収益及び費用の計上基準

(主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点)

当社は、製品及び商品の販売において、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引においては、加工代相当額のみを純額で収益として認識しております。



## (5)ヘッジ会計の方法

### ①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用し、また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

### ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約、金利スワップ

### ③ヘッジ方針

ヘッジ対象…外貨建金銭債権・債務及び外貨建予定取引、借入金  
内部規程である「デリバティブ取引に係るリスク管理方針」に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的に限定して行い、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的とした取引は一切行なわないものとしております。

### ④ヘッジ有効性評価の方法

市場金利変動型の借入金に係る金利変動によるキャッシュ・フロー変動リスクの有効性の評価方法として、借入金の変動リスクにかかわる金利変動額と金利スワップ取引の金利変動額との累計を比率分析により測定し、有効性の評価を行っております。なお、有効性の評価は、定期的を実施することとしております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

## (6)その他計算書類作成のための基本となる事項

### ①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

### ②連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

### ③連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、顧客から原材料等を仕入れ、加工を行ったうえで当該顧客に販売する有償受給取引において、従来は原材料等の仕入価格を含めた対価の総額で収益を認識しておりましたが、加工代相当額のみを純額で収益として認識する方法に変更しております。

また、「収益認識会計基準」等の適用については、「収益認識会計基準」第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。

この結果、従前の会計処理と比較して、当事業年度の売上高及び売上原価はそれぞれ207億5千3百万円減少しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、「時価算定会計基準」第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、「時価算定会計基準」等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前事業年度まで区分掲記しておりました「クレーム弁償損」（当事業年度は、12百万円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より、営業外費用の「その他」に含めて表示しております。

#### 4. 会計上の見積りに関する注記

(環境対策引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

環境対策引当金を3,012百万円計上しております。

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「連結注記表 4. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一です。

#### 5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 53,565百万円

(2) 保証債務

他社の金融機関等からの借入金等に対し債務保証を行っております。

ディー・エス・エフ株式会社 1,750百万円

DM COLOR MEXICANA S.A. DE C.V. 715百万円

P.T.HI-TECH INK INDONESIA 520百万円

HI-TECH COLOR, INC. 489百万円

その他2件 22百万円

---

計 3,498百万円

(3) 受取手形割引高 86百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

①短期金銭債権 5,887百万円

②長期金銭債権 284百万円

③短期金銭債務 7,354百万円

④長期金銭債務 1,380百万円

#### 6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

①売上高 6,801百万円

②仕入高 17,084百万円

③営業取引以外の取引高 2,939百万円

(2) 当事業年度に発生しました以下の環境対策費は、環境対策引当金の目的取崩益と相殺表示しております。

環境対策設備の減価償却費 15百万円

その他環境対策費 67百万円

---

計 82百万円

(3) 減損損失

重要性が乏しいため、注記を省略しています。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

当事業年度末における自己株式数	普通株式	133,494株
-----------------	------	----------

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、「連結注記表 8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しておりますので注記を省略しております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式	1,808百万円
退職給付引当金	1,493百万円
環境対策引当金	922百万円
信託財産	550百万円
賞与引当金	411百万円
投資有価証券	222百万円
棚卸資産	175百万円
減価償却費	165百万円
その他	489百万円
繰延税金資産小計	6,241百万円
評価性引当額	△1,217百万円
繰延税金資産合計	5,023百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△2,027百万円
前払年金費用	△1,918百万円
圧縮記帳積立金	△548百万円
その他	△183百万円
繰延税金負債合計	△4,678百万円
繰延税金資産（負債）の純額	345百万円

## 10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	大日カラー・ コンポジット 株式会社	所有直接 100%	原材料の販売 製品の購入 役員の兼任	原材料の販売 (注) 1, 2	19,523	売掛金	1,632
				製品の購入 (注) 1, 2	25,307	買掛金	2,457
子会社	浮間合成 株式会社	所有直接 100%	原材料の販売 製品の購入 資金借入 役員の兼任	原材料の販売 (注) 1, 3	10,213	売掛金	926
				製品の購入 (注) 1, 3	14,767	買掛金	1,480
				資金の借入	2,200	短期借入金	2,200
子会社	ハイテックケミ 株式会社	所有直接 100%	製品の購入 資金借入 役員の兼任	製品の購入 (注) 1, 4	10,018	買掛金	925
				借入金の返済	820	長期借入金	1,380
子会社	ディー・ エス・エフ 株式会社	所有直接 100%	債務保証 役員の兼任	銀行借入等に 対する債務保証 (注) 5	1,750	—	—

(注) 1. 価格その他の取引条件は、市場実勢等を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。

2. 大日カラー・コンポジット株式会社からの製品の購入金額（25,307百万円）は、損益計算書においては同社への原材料の販売金額（19,523百万円）と相殺して表示しております。
3. 浮間合成株式会社からの製品の購入金額（14,767百万円）は、損益計算書においては同社への原材料の販売金額（10,213百万円）と相殺して表示しております。
4. ハイテックケミ株式会社からの製品の購入金額（10,018百万円）は、損益計算書においては同社への原材料の販売金額と相殺して表示しております。
5. ディー・エス・エフ株式会社の金融機関からの借入金等（1,750百万円）につき、債務保証を行ったものであり、保証料は受け取っておりません。
6. 期末残高（短期借入金、長期借入金を除く）には消費税等を含めております。

**11. 1株当たり情報に関する注記**

(1) 1株当たり純資産額	3,411円33銭
(2) 1株当たり当期純利益	250円99銭

**12. 重要な後発事象に関する注記**

該当事項はありません。